

高等学校における「通級による指導」

千葉県教育委員会

千葉県では、県立高等学校において「通級による指導」を実施しています。

一学校生活でこんな経験はありませんか？一



配られた物や提出する課題がどこにあるかわからなくなる。何かいい方法はないかな。



友達と仲良くしたいけれど、うまくコミュニケーションがとれない。お互いに気持ちよく過ごせるようになりたいな。



授業や待ち合わせの時間に間に合わずにあせってしまう。余裕をもって行動できるようになりたいな。



「通級による指導」とは

「通級による指導」とは、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別な指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態で、個々の生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するためのオーダーメイドの指導です。内容は、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行います。指導は、あくまでも障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的として行われるものであり、単なる各教科の遅れを補充するためのものではありません。

小・中学校等における「通級による指導」を受けている児童生徒数の増加や、インクルーシブ教育システムの構築の必要性を踏まえ、高等学校においても「通級による指導」が導入されました。千葉県では、平成30年度から行われており、「通級による指導」で学んだ生徒は大学進学や就職など希望する進路で活躍しています。

「通級による指導」の実施までの流れ（例）

学校説明会等における説明
参加者全員に対して、通級による指導の目的や内容について説明します。

入学

生徒・保護者向けガイダンス
申請書の配付
個別相談等でお子さんの様子を伺ったり、実施に向けての流れについて説明したりします。

申請書の提出 校内検討委員会での検討
申請書により通級による指導の申し出をします。

生徒や保護者と合意形成
目標とする姿、指導内容や方法等について確認し、通級による指導の実施について本人の意向を大切にしながら合意形成を図ります。

通級による指導の実施



Q1：「自立活動」とは、どのような内容ですか？

A：自立活動の指導は、個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することを目的とする指導です。
個々の生徒の障害の状態に応じて目標を設定し、指導することにより、通常の学級における授業においても指導の効果が大きいと期待されます。

例えば・・・

コミュニケーションが苦手なため、友達とトラブルになってしまいがちな生徒に対して、対人関係を円滑に行うという目標を立てます。そして、苦手なことや得意なことなどについて自己理解を深めたり、疑似体験を通じて、相手の気持ちや立場を考えた話し方や気持ちの切り替え方を学んだりします。

Q2：「通級による指導」の対象となる障害種や生徒について教えてください。

A：通級による指導の対象となるのは、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の生徒であり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導（自立活動）を必要とする程度のものになります。なお、「通級による指導」の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無にとらわれることなく留意し、総合的な見地から判断します。

Q3：教育課程上の位置付け及び単位数について教えてください。

A：指導の対象となる生徒の障害に応じた特別の指導を、教育課程に加え、又はその一部に替えて実施します。高等学校における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間7単位を超えない範囲で、在籍する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位のうちに加えることができます。一人一人の状態に即した個別の指導計画を作成し、計画的に指導を行い、着実に障害の状態の改善・克服を図ることが重要です。

※一部に替える場合、必修科目や総合的な探究の時間などを替えることはできません。

— 「通級による指導」で期待される効果 —

- ・ 自立や社会参加を図るために必要な能力の育成、通常の学級における授業の理解促進や課題の解決につながります。
- ・ 障害による学習場面や日常生活の困難さに着目し、よりきめ細かい指導・支援が可能となることで、その改善・克服につながります。
- ・ 困難さの改善・克服により、生活しやすくなったり、授業内容の理解が進んだりすることで、本人が自信をもち、やればできる、できるようになってきたというように自己肯定感が育まれ、学習意欲が高まります。